

III
46

3-3
2-2/

中央教育審議会について (昭二六三二三)

設置の趣旨

教育刷新審議会は、創設以来わが国教育改革の根本的政策の樹立に多大の貢献をなし、今日一応その使命を遂げたので、これらの教育改革の基礎の上に、民主的教育の宗旨を基幹として、国民文化の向上をはかるために、文部省に恒常的な諮問機関として、中央教育審議会を置く必要がある。

二 組織

中央教育審議会は、定員十五名の委員をもって組織する。

三 委員の選任

中央教育審議会委員の選任は左の方法による。

1 主として、文部省の内外に設置されている法定の審議会等から、各二名の選任人を推薦し、この選任人が定員の枠数の委員候補者を制限連記の方法で選出する。

ア、教育刷新審議会

イ、大学設置審議会

ウ、日本学術会議

エ、社会教育審議会

等の法定の所長のほか、全国教育委員会委員選挙権者会、その他これらに準ずる団体を対象とすることができる。

2 委員候補者の選出にあつては、教育、学術、文化の分野から

二〇名または十八名、政治・社会・産業・経済の分野から一〇名または十二名を選出する。

3 文部大臣は、委員候補者のうち、教育、学術、文化の分野から



天野 214

一〇名または九名、政治、社会、学術、経済の各専から五名または六名を基幹として委員を任命する。

4 前次委員および次期委員の選任については、以上の三項の方法に違ふること。

三 委員の任期

中央教育審議会委員の任期は、二年とし、欠員が生じた場合は前次委員の任期は前任者の任期間とする。

四 権限

1 文部大臣は、左に掲げる事項について、その基本方針を決定する場合には、あらかじめ中央教育審議会に諮り、その意見を聴かなければならぬ。

ア、学務、教育に関する重要事項

- イ、社会教育および文化事業に関する重要事項
 - ウ、教育財政の大綱
 - エ、国、公、私立大学に関する重要事項
 - オ、その他、教育、学術、文化に関する重要事項
- 2 中央教育審議会は、前項の事項について必要と認めるときは、文部大臣に建議することができる。

